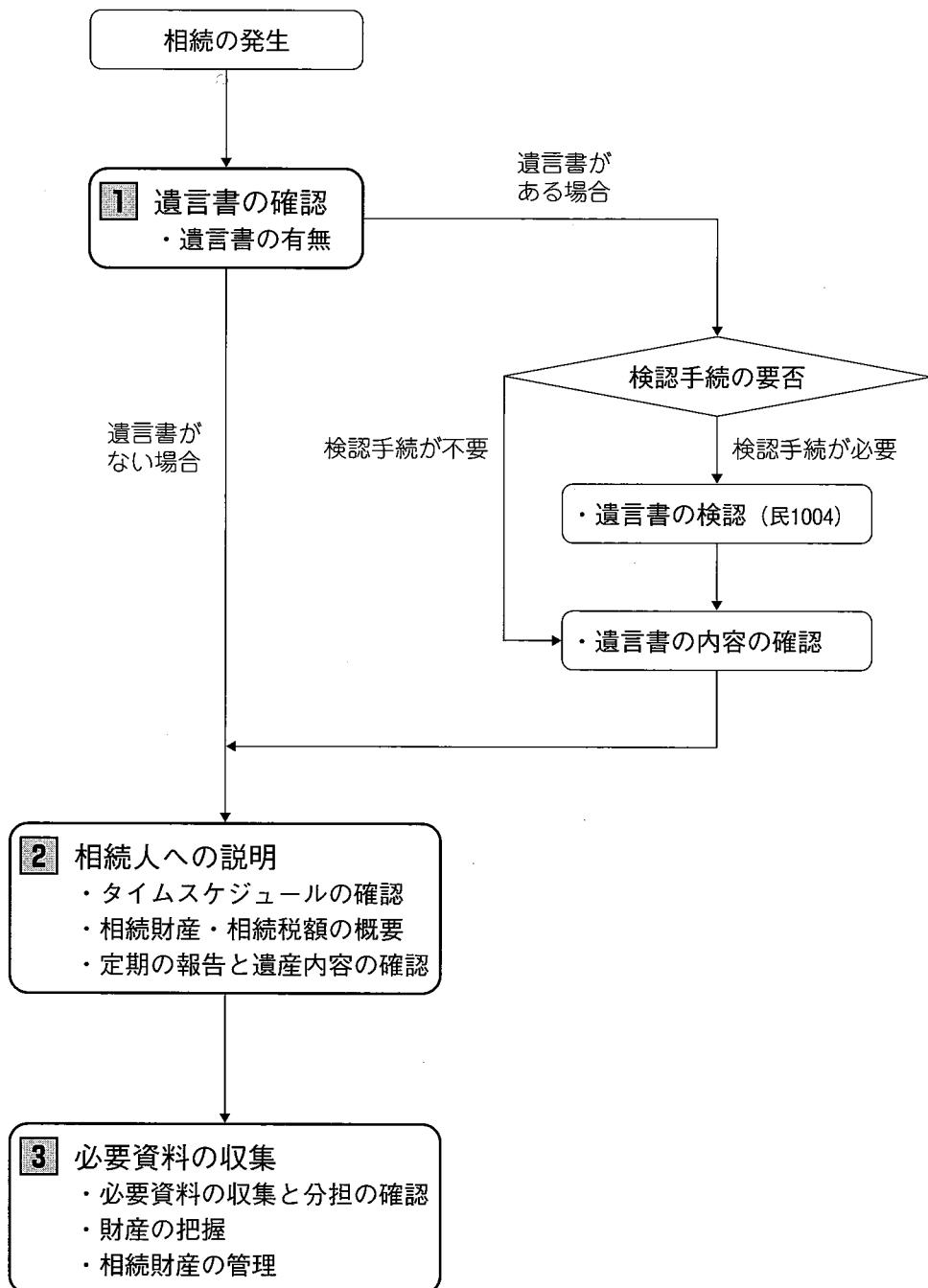


第1 情報収集・説明を行う

<フローチャート～相続発生後の情報収集・説明>



2 相続人への説明

(1) タイムスケジュールの確認

相続税申告までのタイムスケジュールを説明します。

(2) 相続財産・相続税額の概要

相続財産とされるもの、相続税額の計算の概要を説明します。

(3) 定期の報告と遺産内容の確認

原則として、月に一度は進行状況を報告し、遺産を確定していきます。

(1) タイムスケジュールの確認



相続税の申告書は、被相続人の死亡（相続の開始）を知った日の翌日から10か月以内に提出しなければなりません。そのほかにも必要な手続の期限が迫っているため、早期のうちに全体の流れを相続人に伝えておく必要があります。

申告期限までには、通夜、葬式、四十九日の法要などやるべきことが山積しているのですが、そんな最中にも相続人に必要とされる手続は数多くあります。

◆相続開始の翌日から7日以内

被相続人が死亡し、死亡診断書または死体検査書が遺族に渡された後、この書類を添えて被相続人の市区町村役場に死亡届の提出をしなくてはなりません。この死亡届出を受理した市区町村は、火葬許可書（火葬後、火葬済みの証印により埋葬許可書となります。）を発行します。これにより通夜、葬儀など一連の儀式を執行することとなります。

なお、葬式費用の領収書は、きちんと整理・保管しておくよう相続人に依頼します。

◆相続開始の翌日から3か月以内

① 遺言書の有無の確認

まずは、遺言書の有無を確認します。遺言書の中には、代表的な二つの遺言書があります。「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」です。前者の遺言書を発見した場合は、速やかに家庭裁判所での検認手続を取る必要があります。

② 財産、債務の概要把握

次に、財産の概要を把握する必要があるため、大まかな財産目録を作成します。相続は、被相続人の財産だけでなく、債務も相続しなくてはなりませんので、被相続人が債務超過であった場合は、「相続放棄」などの手続を取ることで債務の負担を回避する場合もあります。

③ 遺産分割協議の準備

遺言書がある場合は、それに従うことになります。全ての財産について分割方法が指定されていれば問題ありませんが、分割方法の指定のない財産については、相続人全員の話し合いにより事前に分割方法を決めておく必要があります。この遺産分割協議によって決まったことは、「遺産分割協議書」にまとめることになります。

※これらの期限はあくまでも目安ですが、「相続放棄」に関しては法的に定められた期限となるので、注意が必要です（民915）。

◆相続開始の翌日から4か月以内

所得税は、毎年1月1日から12月31日までに生じた所得について計算し、その税額を算出しますが、確定申告が必要である人が年の中途で死亡した場合は、相続人が、1月1日からその被相続人の死亡した日までに確定した被相続人の所得を基にして申告と納税をしなければなりません（所税124・125）。これを「準確定申告」といいます。

この手続は4か月を経過した日の前日までに済ませなければならず、申告書は被相続人の住所地の税務署へ提出します（所税16・124・125）。

◆相続開始の翌日から6か月以内

根抵当権の債務者について相続が発生した場合、相続開始後6か月以内にその変更登記を行う必要があります。行わない場合は、担保すべき元本は、相続開始のときに確定したものとみなされます（民398の8）。相続人等が被相続人の事業を承継している場合には、資金繰りへの影響を考え期日に注意することが必要です。

◆相続開始の翌日から10か月以内

① 財産、債務の評価・鑑定

財産、債務の調査、評価・鑑定を行います。

② 遺産分割協議書の作成

この「遺産分割協議書」は、相続登記や保険・預貯金の名義変更時に使用する大

切な書類です。相続税法上では申告期限内に分割協議が完了していないと不利になる点がありますので、早期の完了を心掛けます。

③ 相続税申告書の作成、申告、納付

「相続税申告書」を作成し、被相続人の住所地の税務署に相続税の申告をして、納付します。

相続税は、金銭一時納付が原則とされているため、場合によっては、土地の売却や金融機関からの借入れも検討する必要があります。万が一、現金による一括納税が行えない場合は、延納や物納といった方法を探る場合もあります。延納や物納の申請手続には関係書類の準備に時間が掛かりますので、納税方法についても早期の検討が必要です。

アドバイス

複数の相続人がいる場合は、相続人の代表者を決めていただき、その方を窓口にして資料の準備や財産の確認を行うとよいでしょう。相続人全員から相続人代表者への、相続税申告に関する事務手続一切の委任状を作成します。

(2) 相続財産・相続税額の概要

相続税は、本来の財産または遺贈によって取得した財産のほか、実質的に相続または遺贈によって取得したとみなされる財産（生命保険金、退職手当金など）も課税財産に含めて計算します。そのほか、相続税の課税対象とならない財産（非課税財産）もあります。このような相続税の仕組みやあらましについて、委任を受ける段階で説明しておく必要があります。

<課税財産、非課税財産、債務控除のあらまし>

	種類	内容
課税財産の	土地	宅地、田、畠、山林など
	家屋	居住用家屋、貸家、倉庫、庭園設備など
	事業用財産	機械、器具、商品、製品、原材料など
	有価証券	株式、出資金、公社債など
	現金、預貯金	現金、預貯金、小切手など

例	家庭用財産	家具、什器、備品、貴金属など
	その他の財産	生命保険金、退職金、立木、ゴルフ会員権、特許権、貸付金、未収金、電話加入権など
非課税財産の例	墓地、仏壇、仏具	日常礼拝の対象となる物
	生命保険金	相続人が受け取った生命保険金のうち、 500万円×法定相続人の数以下の金額
	退職金	相続人が受け取った退職金のうち、 500万円×法定相続人の数以下の金額
	国等へ寄附した相続財産	相続財産そのものの寄附（売却代金は不可）
債務控除※	葬式費用	香典返し、法要、墓地等の購入費は不可
	預かり敷金	未償却部分の金額
	借入金	団体信用保険で相殺される住宅ローンは不可
	未払医療費	死亡日時点で未払いの金額

※相続または遺贈により財産を取得した者が制限納税義務者（相続または遺贈により日本国内にある財産を取得した個人で、その財産を取得したときにおいて日本国内に住所を有していないもの（非居住無制限納税義務者に該当する人を除きます。））である場合は、控除可能な債務に制限があるので、注意する必要があります（相税13）。

<相続税の速算表>

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
～1,000万円以下	10%	0万円
～3,000万円以下	15%	50万円
～5,000万円以下	20%	200万円
～1億円以下	30%	700万円
～3億円以下	40%	1,700万円
3億円超～	50%	4,700万円

ほぼ全ての相続人から、「相続税はどのくらいか。」という質問を受けます。相続人が確定している場合は、遺産額と相続税額の関係を一覧表にして説明することが可能です。ただし、前提条件についての説明は十分に行う必要があります。

ケーススタディ



相続人が配偶者と子供2人ですが、相続税の概算額を教えてください。



下記の表のとおりです。財産・債務の金額が不明な場合は、仮定の課税遺産額を法定相続分どおりに分割し、特例を適用しない場合での概算額をお知らせします。

<相続税額の計算例>

相続人：配偶者と子供2人
法定相続分どおりに分割し、特例不適用

課税遺産総額	相続税合計額
1億円	200万円
2億円	1,900万円
5億円	1億1,700万円
10億円	3億3,300万円
20億円	8億1,900万円

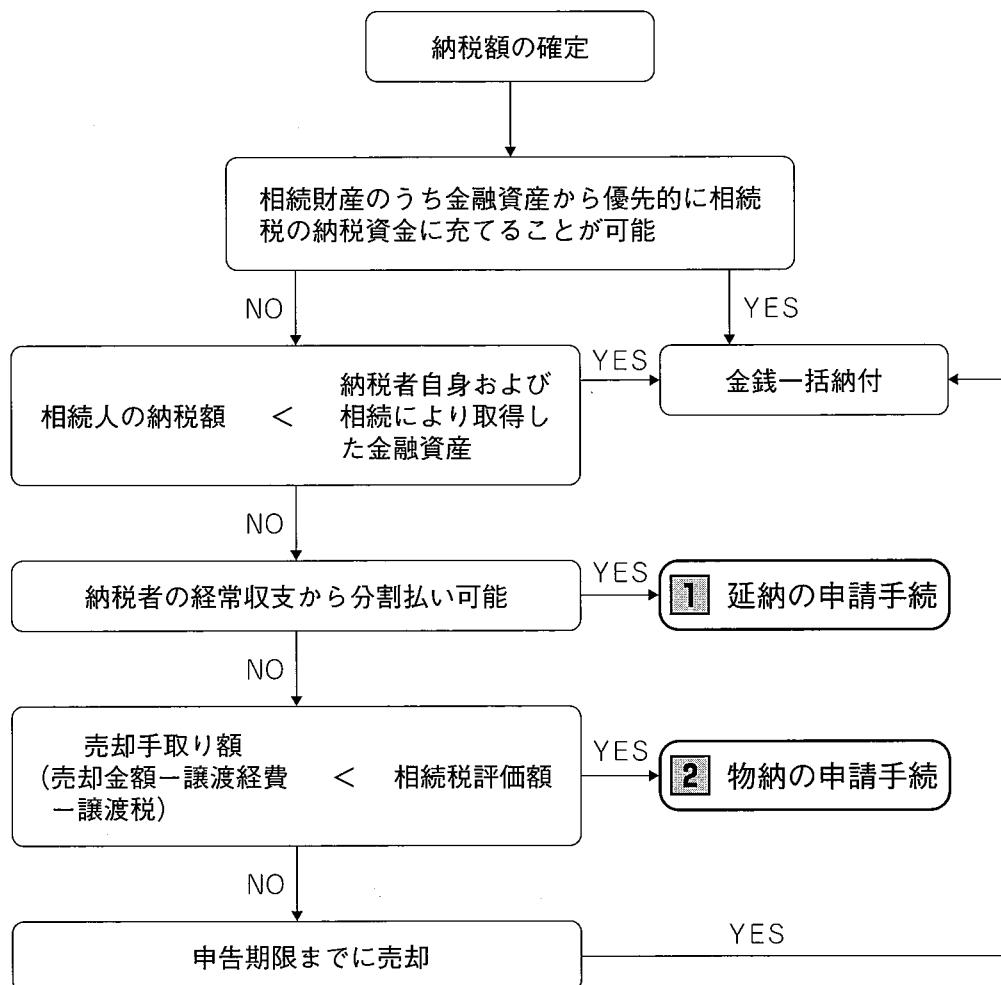
(3) 定期の報告と遺産内容の確認

相続税申告は、遺産分割はもちろんのこと、相続人の判断を必要とする事柄が発生することが多いものです。相続人への報告と説明を隨時行い、一つ一つ承諾を得て進めていくことが必要です。定期的な報告日を定めて、相続人への報告会を実施してもよいでしょう。説明事項を書面に残し、相続人へ説明したことの証しとして相続人の署名・押印を受けておきます。

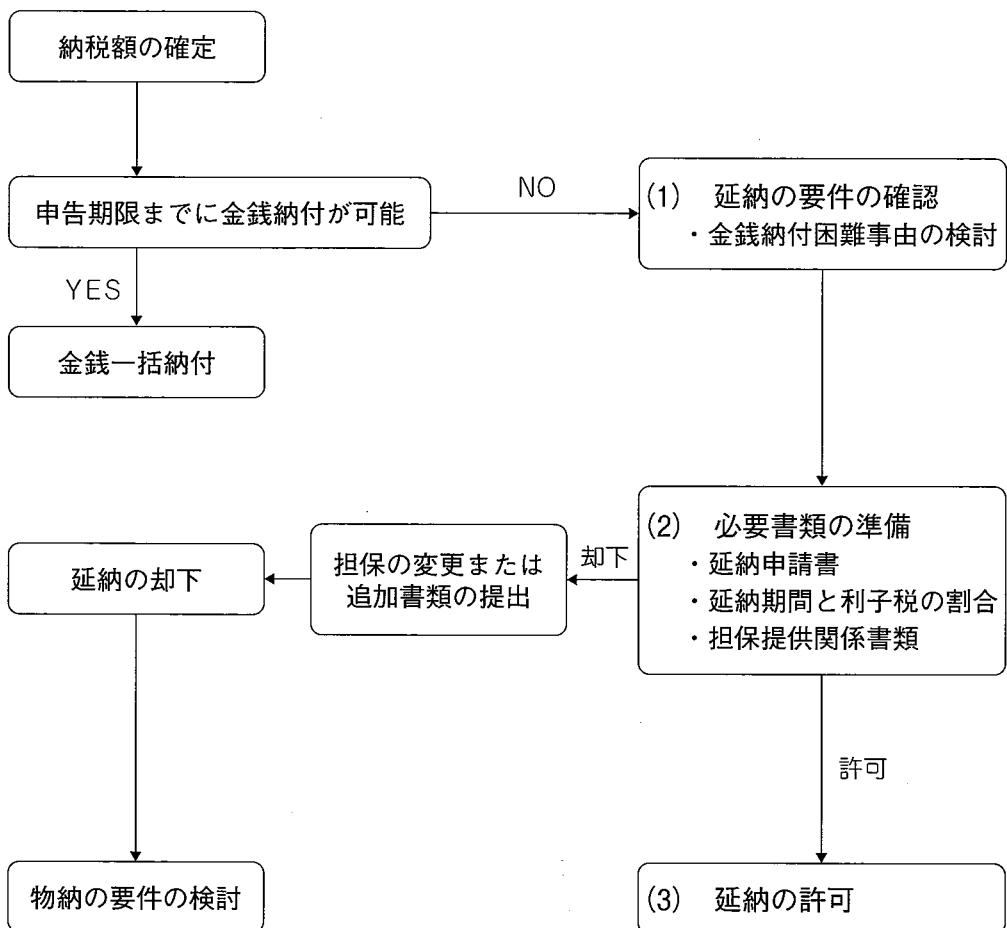
また、遺産内容の確認についても相続人から確認書を得ておきます。相続税の税務調査では、金融資産に対する申告漏れが多数散見されています。後日税務調査を受け、遺産の申告漏れが指摘された場合に責任の所在が明らかになります。

第1 納付方法を検討する

<フローチャート～納付方法の検討>



<フローチャート～延納>



1 延納の申請手続

(1) 延納の要件の確認

延納の要件を全て満たすかを確認します。

(2) 必要書類の準備

延納申請に必要な書類の確認を行います。

(3) 延納の許可

延納申請期限の翌日から3か月以内に許可または却下されます。

(1) 延納の要件の確認



相続税は、金銭で一時に納付することが原則ですが、相続により取得した財産のうち、土地などの不動産の割合が大きく金融資産が少ない場合、金銭での一括納付が困難となる場合があります。そこで、次の四つの要件を全て満たす場合、金銭納付が困難な金額を限度として担保を提供することにより、年賦による延納をすることができます（相税38①）。

- ① 納付すべき相続税額が10万円を超えること（相税38①）。
- ② 納税義務者について、納期限までに金銭で一時納付することが困難な事由がある場合において、その納付を困難とする金額の範囲内であること（相税38①、相税令12①）。
- ③ 所定の担保を提供すること。

ただし、延納税額が50万円未満で、かつ延納期間が3年以内である場合は担保不要です（相税38④ただし書）。

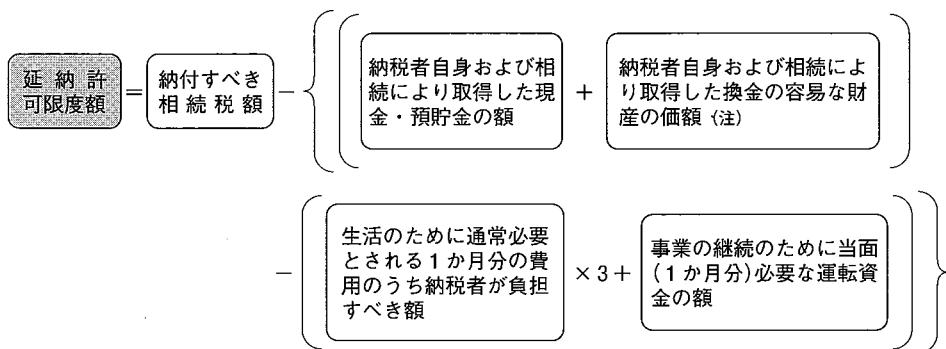
- ④ 延納申請書および担保提供関係書類を相続税の納期限までに提出すること（相税39①）。

なお、延納申請の対象は期限内申告だけでなく、期限後申告、修正申告、更正または決定も含まれますが、相続税に附帯する延滞税、加算税については延納の対象になりません。また、連帯納付義務による相続税も延納の対象になりません（相基通38-5）。

◆金銭で納付することを困難とする事由

納税者が相続により取得した金融資産のほか、納税者自身の有する現金、預貯金などの換金の容易な財産の価額から、その者の生活および職業の状況に応じ、その生活および職業の維持に通常必要と認められる限度の金額を控除した額をその者の納付すべき税額から控除した残額の範囲内の金額によることとされています（相税令12①）。

実務上、「金銭納付を困難とする理由書」に必要事項を記載し、前年の確定申告書（写）、収支内訳書（写）、前年の源泉徴収票（写）、納税者固有の預金通帳（写）・残高証明などを添付して提出します。



(注) 換金の容易な財産とは、次のような財産をいいます。

- ① 上場株式・国債・ゴルフ会員権などの換金が容易であり、かつ市場性のある財産で速やかに売却等の処分ができるもの
- ② 退職金・貸付金・生命保険金など納期限において確実に取り立てることができると認められる財産
- ③ 養老保険などの金融資産で容易に契約が解除でき、かつ解除等による負担が少ないもの

【参考書式29】金銭納付を困難とする理由書

(2) 必要書類の準備

延納申請は、相続税の納期限または納付すべき日までに次の書類の提出が必要です（相税39、相税令15、相税規20）。

- ① 相続税延納申請書
- ② 抵当権設定手続関係書類確約書・各種確約書
- ③ 金銭納付を困難とする理由書（説明資料を含みます。）

- ④ 延納申請書別紙（担保目録および担保提供書）
※担保財産の種類により様式が異なります。
- ⑤ 不動産等の財産の明細書
- ⑥ 担保提供関係書類
- ⑦ ⑥を提出できない場合は、担保提供関係書類提出期限延長届出書

◆相続税延納申請書

相続税延納申請書には、以下の事項を記載しますが（相税39①、相税令14、相税規13①三・20①）、相続税申告書と別綴にて提出することとされています。

- ① 延納申請する納税者の氏名および住所
- ② 納付すべき相続税額
- ③ 納付すべき相続税額のうち、納期限までに金銭で納付することを困難とする金額およびその困難とする理由
- ④ 延納を求めようとする相続税額および延納期間ならびに各回ごとの分納税額および分納期限
第1回目の分納期限は納期限の翌日から1年以内の任意の日を定めます。
- ⑤ 延納を求めようとする相続税額に併せて納付する利子税の額の計算に用いる利子の割合
- ⑥ 担保の種類、数量、価額およびその所在場所の明細
なお、担保が保証人の保証である場合には、保証人の氏名、住所を記載します。
- ⑦ その他参考となるべき事項
(相続開始年月日、期限内申告書、期限後申告書、修正申告書、更正・決定の様様、申告等年月日など)

【参考書式30】相続税延納申請書

◆延納期間および利子税の割合

延納期間は、通常5年から20年です。また、延納期間中は利子税がかかります。
延納期間と利子税の割合については、その相続税の課税価格計算の基礎となった財産の価額のうち、不動産等の価額の占める割合により異なります。

延納期間と利子税の割合は次のとおりです（相税38①・52、税特措70の10・70の11）。

【参考書式30】相続税延納申請書

相続税延納申請書



北税務署長殿

(〒530-1234)

平成23年10月7日

住所 大阪市北区扇町一丁目2番3号

別名 タカハシ イチロウ
氏名 高橋 一郎

印

職業 会社員 電話 06-1234-5678

下記のとおり相続税の延納を申請します。

記

1 延納申請税額

① 納付すべき相続税額	円 51,000,000
② ①のうち 物納申請税額	
③ ①のうち 納税猶予をする税額	
④ 差引(①-②-③)	51,000,000
⑤ ④のうち 現金で納付する税額	10,200,000
⑥ 延納申請税額 (④-⑤)	40,800,000

2 金銭で納付することを困難とする理由

別紙「金銭納付を困難とする理由書」のとおり。

3 不動産等の割合

区分	課税相続財産の価額 (3)の税額がある場合には農 業投資額等によります。)	割合
割立木の価額	⑦	⑩ (⑦/⑨) 0.
不動産等(⑦を含む。)の価額	156,231,254	⑪ (⑧/⑨) 0.7521161
全体の課税相続 財産の価額	207,722,253	
割立木の価額 (千円未満の端数切捨て)	.000	⑯ (千円未満の端数切捨て) 0.
不動産等(⑦を含む。)の価額 (千円未満の端数切捨て)	156,231,000	⑰ (千円未満の端数切捨て) 0.753
全体の課税相続 財産の価額 (千円未満の端数切捨て)	207,722,000	

4 延納申請税額の内訳

不動産等の割合(⑪) が75%以上 の場合	不動産等に係る[④×⑤と⑥との わかれぬ方の金額] 延納相続税額	⑫ 38,403,000 (最短 20年内)	20	3.6
不動産等の割合(⑪) が75%未満 の場合	不動産等に係る[④×⑤と⑥との わかれぬ方の金額] 延納相続税額	⑬ 0 (最短 15年内)		3.6
不動産等の割合(⑪) が50%未満 の場合	立木に係る[④×⑤と⑥との わかれぬ方の金額] 延納相続税額	⑭ 0 (最短 5年内)		4.8
	その他の財産に係る 延納相続税額	⑮ 0 (最短 5年内)		6.0

5 延納申請年数

6 利子税の割合

7 不動産等の財産の明細

別紙不動産等の財産の明細書のとおり

8 担保

別紙目録のとおり

税務署	郵送等年月日	担当者印
整理欄	平成 年 月 日	

9 分納税額、分納期限及び分納税額の計算の明細

⑬ 期 間	分 納 期 限	延納相続税額の分納税額		1,000円未満の端数が生ずる場合には 端数金額は第1回に含めます。
		⑭ 不動産等又は立木に 係る税額 (⑯÷5の年数)、 (⑰÷5の年数)又は (⑱÷5の年数)	⑮ 動産等又はその他の 財産に係る税額 (⑯÷5の年数)、 (⑰÷5の年数)又は (⑱÷5の年数)	
第 1 回	平成25年 3月 5日	1,923,000円	246,000円	2,169,000円
第 2 回	26年 3月 5日	1,920,000	239,000	2,159,000
第 3 回	27年 3月 5日	1,920,000	239,000	2,159,000
第 4 回	28年 3月 5日	1,920,000	239,000	2,159,000
第 5 回	29年 3月 5日	1,920,000	239,000	2,159,000
第 6 回	30年 3月 5日	1,920,000	239,000	2,159,000
第 7 回	31年 3月 5日	1,920,000	239,000	2,159,000
第 8 回	32年 3月 5日	1,920,000	239,000	2,159,000
第 9 回	33年 3月 5日	1,920,000	239,000	2,159,000
第 10 回	34年 3月 5日	1,920,000	239,000	2,159,000
第 11 回	35年 3月 5日	1,920,000		1,920,000
第 12 回	36年 3月 5日	1,920,000		1,920,000
第 13 回	37年 3月 5日	1,920,000		1,920,000
第 14 回	38年 3月 5日	1,920,000		1,920,000
第 15 回	39年 3月 5日	1,920,000		1,920,000
第 16 回	40年 3月 5日	1,920,000		1,920,000
第 17 回	41年 3月 5日	1,920,000		1,920,000
第 18 回	42年 3月 5日	1,920,000		1,920,000
第 19 回	43年 3月 5日	1,920,000		1,920,000
第 20 回	44年 3月 5日	1,920,000		1,920,000
計		⑯ ⑰又⑲の金額 38,403,000	⑯ ⑰又⑲の金額 2,397,000	(④の金額) 40,800,000

10 その他参考事項

右の欄の該当の箇所を○で囲み住所氏名及び年月日を記入してください。	被相続人 遺贈者	(住所) 大阪市北区扇町一丁目2番3号
	(氏名) 高橋 太郎	
	(相続開始) 遺贈年月日	平成 23年 5月 3日
	申告(期限内) 期限後、修正)、更正、決定年月日	平成 23年 10月 7日
	納 期 限	平成 24年 3月 5日
物納申請の却下に係る延納申請である場合は、当該却下に係る「相続税物納却下通知書」の日付及び番号		第 号 平成 年 月 日